

お客様各位

京都バス株式会社

「新型コロナウイルス感染症」発生に伴う乗車券類の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響で、学校の一斉休校・催し物中止・感染防止などにより、以下の通り特例の払戻しを実施します。

記

1. 実施日

2020年3月3日（火）から当面の間

2. 京都バス自社の通学定期乗車券（通学（大学生用）及び通勤定期乗車券を除く）

払戻額は通常通りの計算方法で算出します（手数料500円が必要です）。

但し、払い戻し申出日に関わらず、お客さまの申告により2020年2月28日以降で休校となる前の最終登校日を払い戻し申出日として取り扱います。

（休校となる前の最終登校日以降に当該定期乗車券を使用した場合は対象外です）

※通常の払戻計算方：通用期間初めの日から払戻しの請求があった日までを使用済み期間とし、これを1日2回乗車の割合で普通旅客運賃に換算し、その金額を運賃額から控除した残額

例) 2月20日からの170円区間1ヶ月通学定期券(6,120円)を、3月20日に払い戻しに来られた高校生が、「3月3日が最終登校日でした」と申告の場合

⇒3月3日まで13日間使用として払い戻します。

$$6,120 - 170 \times 2 \times 13 - 500 \text{ (手数料)} = 1,200 \text{ 円払戻し}$$

※通勤定期乗車券及び通学定期乗車券（大学生用）はこの特例の対象外です。

3. 一日乗車券など企画乗車券（回数券、トラフィカ京カードなどを除く）

バス一日券、地下鉄バス一日券などについて、新型コロナウイルス感染症の影響で、催し物中止や延期、感染防止などを理由とした払い戻しの場合、未使用の券は無手数料で払戻しを行います。（当該企画乗車券を発売している箇所に限ります）

4. その他

- ・今回の特例は、コロナウイルス感染症拡大による学校休校や催し物中止・延期、感染防止などを理由としておりますので、払い戻しの際、理由を確認いたします。
- ・京都市外へ通学の方や私立学校へ通学の方で、2月29日（土）から3月2日（月）の間に休校が始まったとの申告の方には、払い戻しの際に学生証を確認いたします。

以 上